

山梨県公報

第六十六号

令和二年

一月二十三日

木曜日

目次

○公共測量の終了……………	一五
○都市計画の変更図書の縦覧……………	一五
○甲府都市計画公園事業の施行について……………	一五
○落札者の決定について……………	一五
選挙管理委員会……………	一六
○政治団体の名称等の届出……………	一七
その他……………	一七
○審理の開始……………	一七
○漁業法による水産動植物の取扱いの指示……………	一七

公 告

● 公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により山梨市から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年一月二十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量(道路三次元データ計測)
- 二 測量の地域 山梨市の一部
- 三 測量の期間 令和元年六月六日から同年十二月二十日まで

● 都市計画の変更図書の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により甲州市長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該図書を次の

の場所において縦覧に供する。

令和二年一月二十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 都市計画の種類 峡東都市計画下水道
- 二 縦覧場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

● 甲府都市計画公園事業の施行について

甲府都市計画公園事業の施行について、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

令和二年一月二十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 都市計画事業の種類及び名称 甲府都市計画公園事業 七・四・一号 舞鶴城公園
- 二 施行者の名称 山梨県
- 三 事務所の所在地 山梨県甲府市貢川二丁目一番八号 中北建設事務所
- 四 事業地の所在

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和二年一月二十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 落札に係る物品等
- (一) 名称 FA実習システム
- (二) 数量 一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属
- (一) 名称 山梨県出納局管理課
- (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日 令和元年十二月二十四日
- 四 落札者

- (一) 名称 清水工機株式会社
- (二) 住所 山梨県南アルプス市上今諏訪七百五十番地
- 五 落札金額 三千六十二万四千円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号) 第六百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 令和元年十一月十四日

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号) 第六条第一項、第七条及び第十七条第一項の規定による届出が次のとおりあった。

令和二年一月二十三日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさゑ

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届

その他の政治団体

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
あしたの北杜を想う会	池田 恭務	輿石 知宏	北杜市武川町柳澤三七四七一	令和二年一月六日	令和二年一月六日

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日	届出年月日
新	山梨県土地改良政治連盟	戸澤 正彦		甲府市音羽町二一三八	令和元年十二月六日	令和元年十二月十一日
旧	山口一裕後援会	篠原 秀彦	山口美由樹	北杜市須玉町江草八六七一一	令和元年十二月十二日	令和元年十二月十二日
新	自由民主党山梨県第一選挙区支部	山口一裕	小俣 聡		令和元年十二月十八日	令和元年十二月二十四日
旧	自由民主党山梨県衆議院第五十一支部	新津 正樹				

新	久親会	金丸信吾			
旧		島津寿秀			
新	自由民主党山梨県ときわ会	小俣一男	佐藤国幸	大月市大月町花咲二一三七―一四	令和元年十一月八日
旧	支部	佐藤国幸	代永清澄	甲斐市竜王二七八八―一	令和元年十二月二十日
					令和元年十二月二十六日

政治資金規正法第十七条第一項による届出 政治団体解散届

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	届出年月日
憲法をいかに政治をすすめる会	金野奉晴	田中一	北杜市高根町東井出一八〇二―一	令和元年十二月十日	令和元年十二月二十五日
河二会	石川重明	河西芳彦	中巨摩郡昭和町上河東六九四―三	令和元年十二月三十一日	令和二年一月八日

その他

● 審理の開始

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条の規定による審理を次とおり開始する。

令和二年一月二十三日

山梨県収用委員会

- 一 起業者名称 山梨県
- 二 収用事件名 甲府都市計画道路事業三・四・三十三号大手二丁目浅原橋線及び三・四・四号城東三丁目穴切線
- 三 審理の期日 令和二年二月五日（水）午後二時三十分から
- 四 審理の場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県防災新館二〇一会議室

山梨県内水面漁場管理委員会指示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定により、水産動植物の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。

令和二年一月二十三日

山梨県内水面漁場管理委員会

会長 宮崎 淳 一

- 一 指示の内容 河口湖との合流点より上流の奥川及び寺川で、ワカサギ及びその卵を

採捕してはならない。ただし、公的研究機関が試験研究の用に供するため及び河口湖漁業協同組合が河口湖のワカサギ資源増殖のために採捕する場合は、この限りでない。

二 指示の期間 令和二年二月一日から同年五月三十一日まで